

令和5年9月5日（火曜日）

議 事 日 程

令和5年9月5日 午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第21号から議案第29号まで及び報告第2号
（提案理由の説明、決算審査報告）
- 議案第21号 専決処分の承認を求める件
- 議案第22号 令和5年度舟橋村一般会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 令和5年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 令和5年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 令和4年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第26号 令和4年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第27号 令和4年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第28号 令和4年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第29号 令和4年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 報告第2号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（6名）

1番 小杉知弘君

2番 古川元規君

3 番 加 藤 智 恵 子 君
5 番 森 弘 秋 君
6 番 竹 島 貴 行 君
7 番 前 原 英 石 君

欠席議員（1名）

4 番 田 村 馨 君

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 渡 辺 光 君
教 育 長 土 田 聡 君
総 務 課 長 松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課 長 田 中 勝 君
会 計 管 理 者 林 輝 君
代 表 監 査 委 員 川 崎 正 夫 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹
事 務 局 係 長 喜 田 義 樹

午前10時00分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は6人です。定足数に達していますので、令和5年9月舟橋村議会定例会を開会します。

なお、田村議員より、本日の会議を欠席するとの届出が提出されております。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（前原英石君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3番 加藤 智恵子 君

5番 森 弘 秋 君

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（前原英石君） 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間とし、審議終了までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日審議終了までとすることに決定しました。

議案第21号から議案第29号まで及び報告第2号

○議長（前原英石君） 日程第3 議案第21号 専決処分の承認を求める件、議案第22号 令和5年度舟橋村一般会計補正予算（第5号）、議案第23号 令和5年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第24号 令和5年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第25号 令和4年度舟橋村一般会計歳

入歳出決算認定の件、議案第26号 令和4年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第27号 令和4年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第28号 令和4年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第29号 令和4年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件、報告第2号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書、以上10件を一括議題といたします。

(提案理由の説明)

○議長（前原英石君） 村長より提案理由の説明を求めます。

村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 本日ここに令和5年9月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともにご多忙の中ご出席賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、本日の定例議会に提出いたしました案件の説明に先立ち、所信の一端を申し上げます。

まず、6月及び7月に発生した大雨に関してであります。

6月28日に富山県内では大気の状態が非常に不安定となったことから、立山町、上市町で局地的に激しい雨が降り、上市町では1時間101ミリを観測し、記録的短時間大雨情報が今年全国で初めて発令されました。

その際に白岩川ダムでは緊急放流が実施されました。本来ダムは水をためる役割があり、下流への放流を調整するところではありますが、水位の急激な上昇により、雨水の流入量と同等の水量を放流する緊急放流が実施されました。

村のほうにも緊急放流の旨の連絡が入りましたが、過去に例がない中で、白岩川の水位が急激に上昇し、放士ヶ瀬の交益橋の観測所で避難判断水位を超える4.63メートルを観測しました。幸いにも雨自体が小康状態となっていたことから、水位は徐々に下がると予想されていたことから、避難指示等の判断は行いませんでした。

その際に本村では被害が幸い発生しませんでした。上流部での被害はご承知のとおりでありますし、過去には平成30年豪雨で愛媛県において野村ダムの緊急放流により、下流の肱川が氾濫し5名の命が奪われるなど、周知方法も含めて改めて様々な課題があると実感したところであります。

また、7月12日から13日かけて石川県及び富山県で線状降水帯が発生しました。

線状降水帯発生に伴い、顕著な大雨に関する気象情報が発表され、こちらは警戒レベル4に相当し、危険な場所からの避難が必要であり、自治体からの避難指示が出ていなくても自ら避難を判断する状況でした。

雨が降り続いていたことで白岩川の水位も上昇し、氾濫危険水位の4.8メートルを超え、5.43メートルを観測しました。水位の上昇が深夜にかけてであり、かえって避難が危険な状況でもありましたが、7月13日午前1時45分に避難指示を出し、役場3階ホールを避難所として開設しました。

その際も人的・物的被害はありませんでしたが、さらに降り続けば白岩川が越水するおそれもあり、そうなった場合には人的・物的被害も生じる可能性もあったことから、改めて危機管理の重要性を認識したところであります。

現在村では3階に避難所開設時の備蓄品を保有しておりますが、数量が十分でないことは先般の議会において小杉議員の質問に回答したところであります。そのため、私自身の公約として、災害協定の締結を進めているところであります。

報道等でもご承知のことと思いますが、7月にサクラボックス株式会社様と、避難所等での生活の際に必要な段ボール製品、例えばベッドやパーティション等の供給を受ける協定。8月には、寝具等のレンタルを行う株式会社マツモト様と。これまで村の備蓄品では毛布しかありませんでしたが、寝具の用意も可能となりました。そのほかにも、V・drugを営業されておられます中部薬品株式会社様や飲料水メーカーの株式会社ガイドードリンコ北陸様と物資の供給を受ける協定を結ぶことで、これまで村の備蓄品として質・量が不足していた物を補える体制を整えています。これからも、万が一の際に村民の皆様が安心できるように連携を強化してまいります。

協定に関しては、防災面以外でも締結を進めているところであります。まず、株式会社Another works様とは複業クラウド人材に関する協定を結び、業務改善、デザイン、SNSの3分野について外部人材の登用を開始しております。先月、就任式及びキックオフミーティングが開催され、各担当が随時打合せ等を行いながら、改善やスキルアップに向けて取り組んでいるところであります。期間は1月末までの約半年間であり、成果報告会も予定されており、私自身、どのような変化が起きるか楽しみにしているところであります。

また、株式会社コウズ様とは、AIによる村ホームページの改善に向けた実証実験を行う協定を締結しました。全国でも3例目であり、本州初ということで注目をいただい

ているところであります。8月に協定を締結し、そこから情報収集していることから、まだ改善点等の報告はありませんが、今後は毎月報告が上がってくると聞いておりますので、随時見直しを図りたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルス等についてであります。

今年度も引き続き上市町様のご協力を得ながら接種を実施しております。まず、令和5年春接種として、今月19日まで、65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方、医療・介護従事者に対して、オミクロン株対応2価ワクチンの接種を行っております。また、今月20日からは、令和5年秋開始接種が開始されます。これは1・2回目の初回接種を終了した方全員が対象となり、通算3から7回目の接種に該当します。使用するワクチンは、現在流行しているXBB株対応の1価ワクチンとなります。これまで3年間、新型コロナウイルスは年末年始に流行していることから、ワクチンの接種をご検討いただきますようお願いいたします。

また、本議会にも補正予算として提出しておりますが、これまで小中学生に対して実施していたインフルエンザ予防接種に係る補助を高校生までに拡大いたしました。個人の感染予防や重症化防止、学校等での集団感染予防等を目的として実施するもので、こちらのほうも接種のご検討をお願い申し上げます。

それでは、本日提案しております案件について、ご説明申し上げます。

専決処分。

議案第21号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、予算案件1件を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

予算案件。

議案第22号 令和5年度舟橋村一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ4,002万4,000円を追加し、予算の総額を20億3,977万4,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、公共交通燃料費高騰支援に係る費用540万円、家庭用防災用品購入補助に係る費用150万円、福祉施設等の物価高騰支援に係る費用65万円、村道東芦原舟橋駅線道路改良事業に係る費用2,200万円等を追加するものであります。

これに要する財源といたしましては、国庫支出金391万8,000円、村債1,6

50万円、前年度繰越金1,570万4,000円及び諸収入322万2,000円等を充当しております。

議案第23号 令和5年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ133万3,000円を追加し、予算の総額を1億7,310万円とするものであります。

今回の補正は国民健康保険システム改修に係る費用であります。

これに係る財源といたしましては、県支出金を充当しております。

議案第24号 令和5年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1,772万1,000円を追加し、予算の総額を7,980万1,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、第2浄水場改良に係る費用523万4,000円及び舟橋地内本管仕切弁移設に係る費用121万円等を追加するものであります。

これに要する財源といたしましては、受託事業収入367万8,000円及び前年度繰越金1,404万3,000円を充当しております。

決算認定。

議案第25号から議案第29号につきましては、令和4年度一般会計及び特別会計4件の歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

報告案件。

報告第2号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書の件につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

以上、提案いたしました案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前原英石君） 提案理由の説明が終わりました。

（決算審査報告）

○議長（前原英石君） ここで、令和4年度舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の監査報告を求めます。

代表監査委員 川崎正夫君。

○代表監査委員（川崎正夫君） ご指名を受けましたので決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付された令和4年度舟橋村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、議会選出の森弘秋委員とともに慎重に審査を行いましたので、その結果の概要を報告申し上げます。

決算審査は、去る8月24日に実施いたしました。審査に当たっては、令和4年度舟橋村歳入歳出決算書、関係諸帳簿、証拠書類及び関係職員からの聴取などを行い、また例月出納検査の結果に基づき審査した結果、計数は関係諸帳簿に符合しており、正確かつ適正に執行されていることを認めました。

それでは、決算の概要について説明いたします。金額は千円以下切り捨てにて申し上げます。

一般会計の歳入決算額は21億6,889万円、歳出決算額は19億3,132万円で、翌年度へ繰り越すべき財源1,830万円を差し引いた実質収支額は2億1,926万円の黒字となっております。

特別会計全体の歳入決算額は3億3,697万円、歳出決算額は3億485万円で、翌年度へ繰り越すべき財源181万円を差し引いた実質収支額は3,030万円の黒字となっております。

令和4年度末現在、財産の状況は、財政調整基金が7億5,500万円あります。基金全体で8億2,721万円の残高を維持していることから、不測の事態への蓄えや将来的な投資への原資は一定額確保されていると考えます。

令和4年度末の村債残高は、一般会計18億6,635万円、簡易水道事業特別会計3億5,175万円であり、前年度に比べ一般会計で1億1,341万円の減少、簡易水道事業特別会計で800万円の減少となり、合計で1億2,141万円減少しております。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足判断比率につきましては、関係法令に準拠して算定されており、計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認めました。実質公債費比率は9.6%と前年度より0.7ポイントの改善、将来負担比率も61.6%と前年度より12.9ポイント改善しており、いずれの指標も法令の定める早期健全化基準、財政再生基準の値を下回っていることを確認いたしました。引き続き

き安定した財政運営に取り組まれるよう要望いたします。

以上のことから、本村の財政状況は健全に維持されているものと認められるところがあります。

しかしながら、日本経済、世界経済共に先行きが極めて不透明であり、財政を取り巻く環境は、人口減少に伴う税収減、地方交付税の減収など、今後ますます厳しさを増すことが予想されます。

本村においては、歳入では、人口増による村税の伸びは若干あるものの、依然として地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない財政構造は今後も継続すると予測され、歳出では、子育て世帯、高齢者の増加に伴う福祉対策、防災対策、公共施設の老朽化対策など、村民が安心して暮らせる村づくりが求められております。

引き続き健全財政の堅持と事務事業の最適化を図りながら、舟橋村総合計画並びに総合戦略の実現に向けて取り組まれるよう要望いたします。

審査の意見といたしましては、1、村税滞納繰越分の令和4年度の収納状況におきましては、前年より滞納額は減少しているものの、収納額、収納率共に低下しております。住民に寄り添いながら、引き続き積極的な滞納整理に努めていただきたい。

2、子育てしたくなる村づくりに向けて、子育て世帯向け施策が拡充されておりますが、一方で高齢者が増加しておりますので、高齢者に安心な村づくりにも配慮しつつ、バランスの取れた予算配分に努めていただきたい。

3、財政健全化指数等については、おおむね良好と思われれます。職員一人一人が経費節減に目を配りつつ、事業が適正、公正、継続的に執行されるよう努力していただき、また事務の効率化、厳正化に努めていただきたいと思えます。

以上、決算の概要を簡単に申し上げ、令和4年度決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 監査報告が終わりました。

散 会 の 宣 告

○議長（前原英石君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時24分 散会